

商標「ヤシオマス」使用要領

制定 平成20年 8月1日

最終改正 令和元(2019)年 6月3日

(目的)

第1条 ヤシオマスのブランド化を目的として登録した商標「ヤシオマス」を適正に管理するために、この使用基準を定める。

(定義)

第2条 商標「ヤシオマス」は、次の各号の要件を満たす場合使用することができる。

- ① 全雌三倍体ニジマスであること。
- ② 種卵が県内産であること。
- ③ 県内で育成されたものであること。
- ④ 水揚げ直後の体重が1kg以上であること。

(商標権)

第3条 商標「ヤシオマス」に関する商標権は、栃木県知事(以下「知事」という。)が所有する。

(商標「ヤシオマス」を使用できる者)

第4条 商標「ヤシオマス」を使用できる者は、第5条及び第7条の規定により知事の認定を受けた栃木県内でヤシオマスを生産する者(以下「認定生産者」という。)及び認定生産者が生産したヤシオマスを、販売、料理の提供、商品の製造、釣り堀等に利用する者とする。

(生産者認定申請及び認定)

第5条 商標「ヤシオマス」の使用を希望する生産者は、ヤシオマス生産者認定申請書(別記様式1)にヤシオマスの飼育状況(別記様式2)を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は前項の内容を審査し、本要領に適合すると認めた場合、当該申請者を認定生産者に認定し、ヤシオマス生産者認定証(別記様式4)を交付する。

(認定の有効期間)

第6条 前条の規定に基づく認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

(生産者認定更新申請)

第7条 認定生産者は、継続して認定を受けようとする場合にあっては、前条に定める有効期間の終了する日から起算して30日前までにヤシオマス生産者認定申請書(別記様式1)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受理した場合、ヤシオマス生産者認定証を書き換えて交付する。
- 3 前項の場合の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認定生産者の公表)

第8条 知事は、認定生産者の名称等を公表するものとする。

(報告)

第9条 認定生産者は、毎年3月31日までにヤシオマス生産実績等報告書(別記様式5)に、前年のヤシオマス生産・出荷実績(別記様式3及び3-2)を添えて知事に提出しなければならない。

(認定事項の変更)

第10条 認定生産者は、認定を受けた事項に変更が生じた場合には認定事項変更届出書(別記様式6)を知事に届け出なければならない。

(調査)

第11条 知事は、必要に応じてヤシオマスの生産・出荷の状況について報告を徴し、又は現地調査により生産・出荷の履歴に係る帳簿類、書類等を調査することができる。

(認定生産者の責務)

第12条 認定生産者は、ヤシオマスの安全・安心を確保するため、関係法令の遵守に努めなければならない。

2 認定生産者は、ヤシオマスの生産・出荷にあたっては、生産・出荷に関する履歴(種苗の履歴、飼育履歴、出荷記録等)を整備し、出荷後3年間保存しなければならない。

3 認定生産者は、出荷したヤシオマスの品質に関する苦情等が発生した場合、必要な措置を講じなければならない。

4 認定生産者は、商標「ヤシオマス」の不正使用の疑いを発見した場合は、すみやかに知事に通知するとともに、県が実施する調査に協力するものとする。

(認定の取り消し等)

第13条 知事は、認定生産者が次の各号に該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

① 第2条に規定されたヤシオマスの定義を遵守しないとき。

② 第9条に規定された実績報告をしないとき。

③ 第11条に規定された調査を拒んだとき。

④ 廃業等によりヤシオマス生産を中止したとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、ヤシオマス生産者認定証をすみやかに返納しなければならない。

3 知事は、認定生産者が前条に規定された責務を怠っていると認められる場合、是正のための必要な措置を講ずることができる。

(不正使用)

第14条 知事は、商標「ヤシオマス」の不正使用の疑いが生じた場合、事実関係の調査等を行い、商標「ヤシオマス」の適正使用の維持に必要な措置を講ずるものとする。

(申請等の経由機関)

第15条 削除

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年 8月1日から適用する。

この要領は、平成21年 7月9日から適用する。

この要領は、平成28年11月8日から適用する。

この要領は、令和元(2019)年6月3日から適用する。